

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳再交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項及び法施行令10条1項の規定に基づいて、令和3年1月21日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）再交付処分（以下「本件処分」という。）のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を2級と認定した部分を不服として、これを1級に変更することを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、手帳の障害等級をより上位の等級へ変更することを求めている。

手帳の交付申請をしたが、1級だと思っていたが、2級になっていたのでおどろきました。この身体でなぜ2級なのでしょう？

こうちよくがおき、しだいに低下していて、体も弱ってきています。このままだと頭もうってしまい記憶が今よりなくなりますので、どうか1級にして欲しいのでお願いします。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規

定を適用し、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3 年 9 月 1 0 日	諮問
令和 3 年 1 1 月 3 0 日	審議（第 6 1 回第 1 部会）
令和 3 年 1 2 月 2 0 日	審議（第 6 2 回第 1 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 1 5 条 1 項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条 4 項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が「法別表に掲げるもの」に該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと規定する。
- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者（再交付申請者を含む）の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成 1 2 年東京都規則第 2 1 5 号）を制定し、さらに同規則 5 条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成 1 2 年 3 月 3 1 日付 1 1 福心福調第 1 4 6 8 号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準 8 条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙 2 参照）、手帳の交付申請（再交付申請を含む。）に対しては、これらに則って手帳交付

の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項及び法施行令10条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。ただし、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）は、診断に当たった医師の意見であり、最終的には処分庁が診断書の記載内容全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

(3) ところで、法施行令10条1項の規定により、手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者は、知事に対し、手帳の再交付の申請をすることができるが、その場合の申請には、法15条1項及び3項に規定する診断書及び意見書を添付すべきことが定められており（法施行規則7条1項、2条1項）、処分庁がこの再交付申請に対する判断を行う際にも、上記(2)に述べたところは、そのまま当てはまるものである。

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由	
	下肢の機能障害	
1 級	1	両下肢の機能を全廃したもの
2 級	1	両下肢の著しい障害
3 級	3	一下肢の機能を全廃したもの
4 級	4	一下肢の機能の著しい障害
	5	一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

ただし、等級表解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるので、その判定にあたっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならないとしている。

(2) 本件障害について

ア 本件診断書によれば、請求人の「障害名」は「両下肢機能障害」、「原因となった疾病・外傷名」は、「高次脳機能障害（疾病）」とされ（別紙1・I・①及び②）、「参考となる経過・現症」として、「約1年前から両下肢の随意運動が不自由となり、内科にて高次脳機能障害と診断された。」と記載されている（同・④）。

ところで、高次脳機能障害は、脳に損傷を負うことにより、記憶障害、注意障害などの認知障害をもたらすものとされており、身体障害の直接の原因となるものではない。

そこで、処分庁は、請求人が手帳の交付（平成30年8月23日）を受けた際に提出した同月15日付けの「身体障害者診断書・意見書（肢体不自由用）」により、「原因となった疾病・外傷名」に「低酸素脳症（疾病）」と、「参考となる経過・現症」として「H29.4.5硬膜外ブロックを受けた直後に血圧低下から心肺停止。心肺蘇生で自己心拍呼吸の再開を認め」と、「総合所見」に「下肢筋力低下のため100m以上の歩行は不可能である。」と、「その他参考となる合併症状」に「高次脳機能障害」と記載されていることを確認し、本件障害の「原因となった疾病・外傷名」は、「低酸素脳症」であり、「高次脳機能障害」は、「その他参考となる合併症状」であると判断したが、この判断は妥当であると認められる。

イ 以上を前提にして、本件障害について検討すると、請求人の「障害名」が「両下肢機能障害」とされていること、「神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見」の参考図示において、両下肢に運動障害が認められること（同・II・一）、筋力テストの評価では、両下肢に△（筋力半減）及び×（筋力消失又は著減）があり、両下肢の筋力低下が認められること（同・III）から、両下肢の機能障害として判断することが相当であ

る。

(3) 請求人の障害等級について

以下、両下肢の機能障害の程度について検討する。

本件診断書によれば、動作・活動の評価では、下肢機能を使用する項目のうち、「座位又は臥位より立ち上がる」、「二階まで階段を上って下りる（手すり）」、「屋外を移動する（車いす）」及び「公共の乗物を利用する」についてはいずれも×（全介助又は不能）とされ、「家の中の移動（壁）」については△（半介助）とされている（別紙1・Ⅱ・二）。

また、歩行能力は、補装具なしで不能とされ、起立位保持も補装具なしで不能とされている（同・三）。

そして、関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）の欄（別紙1・Ⅲ）によれば、関節可動域に制限はほとんどなく、筋力テスト（MMT）は、両足関節の底屈は×（筋力消失又は著減）、右股関節の伸展並びに両股関節の外転及び内転はいずれも△（筋力半減）とされているが、他は○（筋力正常又はやや減）とされ、筋力が一定程度残存している。

そうすると、請求人の両下肢の機能障害の程度としては、両下肢機能全廃とまでは至らず、両下肢全体の支持性と運動性を失っているものとして、両下肢機能の著しい障害（2級）と認定するのが相当である。

(4) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は「疾病による 下肢機能障害【両下肢機能の著しい障害】（2級）、総合等級2級」と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は第3のことから、本件処分の違法、不当を主張し、手帳の障害等級を1級へ変更することを求めている。

しかし、前述1・(2)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級2級と認定することが相当であることは上記2のとおりである。

なお、処分庁は、本件診断書に記載された障害等級の判断に疑義があったため、認定審査会に審査を求めた上で、〇〇医師に照会したところ、「下肢２級、総合２級」の回答があったことが認められる。

以上のことから、請求人の主張には理由がない。なお、本件障害において「その他参考となる合併症状」であると判断した高次脳機能障害について、東京都では、「高次脳機能障害支援普及事業」により、相談窓口の設置など各種支援を行っている。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙１及び別紙２（略）